

## 建築物の定期報告

# 対象物の規模など変更

特殊建築物やこれに設置されて

いる建築設備は、所有者または管理者が建築士などの資格のある者に定期的に調査を依頼し、市へ報告することが義務付けられています。該当者には、五月下旬に通知を郵送します。六月一日 から七月三十一日 までに、必要な書類をそろえて定期報

告をしてください。

なお、昨年三月の建築基準法施行規則改正で、定期報告対象建築物の規模とその様式が変更になりました。詳しくは本市ホームページで確認するか、市役所建築指導課へ問い合わせてください。

今回、定期報告書の提出が必



安心して利用できるよう定期報告を忘れずに

要な建築設備は次のとおりです。

地階か三階以上の階で劇場や映画館、演芸場に使っている部分が百平方メートルを超える。またはその用途に使う客席部分の床面積が合計二百平方メートル以上、もしくは主階が一階にない。地階か三階以上の階で病院や患者の収容施設がある診療所、老人ホーム、児童福祉施設などに使っている部分が百平方メートルを超える。またはその用途に使う二階部分の床面積が合計三百平方メートル以上、もしくはその用途に使う部分の床面積が合計千平方メートル以上。地階か三階以上の階で博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場に使っている部分が百平方メートルを超える。または床面積の合計が二千平方メートル以上。地階か三階以上の階で百貨店やマーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗に使っている部分が百平方メートルを超える。またはその用途に使う二階部分の床面積が合計五百平方メートル以上、もしくはその用途に使う部分の床面積が合計千平方メートル以上。五階以上で床面積の合計が千平方メートルを超える事務所など。

問い合わせは建築指導課  
890 6753へ。

## アメヒトの発生する時季です

# 早い対応で被害を小さく

アメリカシロヒトリ(アメヒト)が発生する時季になりました。

アメヒトの被害は、大きくなってからでは大変です。早期発見と早期防除を心掛け、被害のまん延を未然に防ぐことが大切。アメヒトの生態をよく知り、効果的な防除を行いましょう。

## アメヒト退治の3つの対策

### 発見

アメヒトは六月上旬から十月上旬まで発生します。桜や梅、柿などの葉に好んで産卵。卵からかえった幼虫は、糸を吐いて巣を作り、十日間ほど固まっています。巣の中の幼虫は葉の葉脈を残して食べるので、その葉



## 80平方メートルを超える建物の解体 着工前の届け出が必要です

五月二十四日から二十八日まで、建築リサイクル法の届け出を促進するため、全国一斉パトロールを実施。本市では解体工事現場のパトロールを行います。

なお、建築物の増改築で、解

だけ透けて見えます。

### 処分

幼虫は体長一・五センチになると巣から離れます。分散してしまいう前に枝葉を切り取って、焼くか踏みつぶしてください。巣が高い所にある場合は、枝を切り落とすか、直接幼虫を焼いてください。

### 薬剤散布

発見が遅れて幼虫が分散してしまつたら、ディフテックス乳剤やDDVP乳剤などを散布して防除する方法も。ただし、薬剤散布はほかに影響を及ぼす可能性があります。行うときは周辺の人に前もって知らせるとともに、薬剤のラベルに記載されている注意事項を守り、人や家畜、作物などに掛からないよう十分気を付けましょう。

問い合わせは農政課 890 6705へ。

問い合わせは同課 890 6754へ。